

# 社説

## 元市議再審へ

神戸地検が摘発した風俗店経営会社の資産隠し事件で、大阪高裁は有罪が確定した上脇義生・元神戸市議の裁判のやり直しを決めた。

検察の独自事件で、高裁が裁判やり直しを命じるのは異例だ。

5年前に確定した判決によると、元市議は知人の元風俗店経営者らと共謀。国税を滞納していた風俗店経営会社の財産差し押さえを免れるため、店の営業権が譲渡されたように装い、約2100万円を隠した。ところが、有罪判断の大きな支えとなつた「共謀」の事実が搖らいできたのだ。

決め手となつたのは、主犯とされる元経営者の証言。公判で元経営者は元市議との共謀を認めてきた。だが、判決確定から3年後、「(元市議を)主犯にすれば罪が軽くなり、実刑を免れると考え、共謀したどうそをついた」と全面撤回した。

新たな証言は、元市議の再審請求を後押しする形になつた。公判でうそを言えば、元経営者は偽証罪に問われる可能性がある。そんなリスクを冒してまで共謀を否定した証言を、再審請求審でも変えな

かつた。高裁が「信用性が高い」と判断したのはうなづける。

実刑を免れたかつたとはいえ、なぜ、知人を巻き込むような虚偽の証言をしなければならなかつたか。元市議側への謝罪で元経営者は「検事から『上脇氏が関係ないと言え、刑は重くなる』と言われた」と明かしたという。元市議も「否認を続ければ保釈はできない」などと自白を迫られた、と訴えてきた。

いずれも事実なら、取り調べを逸脱した検事の「脅迫」であり、見過ごすわけにはいかない。

検察側は特別抗告を検討するとみられるが、判決が覆る可能性は高まつたと言えるだろう。

2010年に発覚した大阪地検特捜部による証拠改ざん・隠蔽事件の悪夢を想起させ、寒気を覚える。先の国会で成立が見送られた改正刑事訴訟法などの改正案には司法取引も盛り込まれた。導入されると、自身の罪軽減のため、無実の他人を罪に陥れる恐れが指摘されている。

今回のケースは、そうした懸念が決して絵空事でないことを教える。描いた筋書きに沿い、無理に供述を引き出した面はなかつたか。検察は決定に異議を唱える前に検査の経緯を自ら検証すべきだ。